

第184回北上地区消防組合
議 会 定 例 会 会 議 録

開会 令和7年10月21日

閉会 令和7年10月21日

北上地区消防組合議会議事事務局

第184回定例会会議録

目 次

令和7年10月21日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	1
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告	3
現金出納検査結果の報告	5
定期監査結果の報告	5
一般質問	
・ 2番 太田洋市君	6
・ 4番 熊谷浩紀君	12
認定第1号 令和6年度北上地区消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	16
認定第2号 令和6年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	22
議案第10号 令和7年度北上地区消防組合一般会計補正予算（第1号）	25
閉 会	28

第184回定例会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
認定第1号	令和6年度北上地区消防組合 一般会計歳入歳出決算の認定 について	10月21日	原案認定
認定第2号	令和6年度北上地区消防組合 公共用地先行取得事業特別会 計歳入歳出決算の認定につい て	10月21日	原案認定
議案第10号	令和7年度北上地区消防組合 一般会計補正予算(第1号)	10月21日	原案可決

令和7年10月21日（火）

議事日程第3号

令和7年10月21日（火）午後3時30分開議
北上地区消防組合西和賀消防署 会議室

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 現金出納検査結果の報告
- 第5 定期監査結果の報告
- 第6 一般質問
- 第7 認定第1号 令和6年度北上地区消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 認定第2号 令和6年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 議案第10号 令和7年度北上地区消防組合一般会計補正予算（第1号）

出席議員（7名）

1番 佐々木	護 君	2番 太 田	洋 市 君
3番 藤 原	常 雄 君	4番 熊 谷	浩 紀 君
5番 高 橋	敏 樹 君	6番 刈 田	敏 君
7番 小田島	徳 幸 君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者（北上市長）

八重樫 浩 文 君

副管理者（西和賀町長）	内 記 和 彦 君
副管理者（北上市副市長）	八重樫 義 正 君
会計管理者（北上市会計管理者）	千 田 里 枝 君
監査委員	伊 藤 広 務 君
監査委員事務局長	高 橋 良 枝 君
事務局長（消防長）	昆 野 美 繼 君
事務局次長（消防次長兼北上消防署長）	小 原 和 弘 君
総務課長	高 橋 一 哉 君
予防課長	佐 藤 忍 君
警防課長	高 橋 周 一 君
西和賀消防署長	梅 木 敬 光 君

関係市町出席者

北上市企画部危機管理監	小 原 義 幸 君
西和賀町総務課長	吉 田 博 樹 君

議会事務局出席者

事務局長	昆 野 美 繼 君
事務局次長	高 橋 一 哉 君
書 記	藤 村 淳 生 君
書 記	小 岩 晃 君
書 記	阿 部 幸 史 君
書 記	高 橋 洋 充 君
書 記	及 川 直 哉 君

午後3時30分 開 会・開 議

○議長（小田島徳幸君） ただいまの出席議員数は7名であります。定足数に達しておりますので、これより第184回北上地区消防組合議会定例会を開会いたします。

○議長（小田島徳幸君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程第3号によって進めます。

○議長（小田島徳幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、4番熊谷浩紀議員、5番高橋敏樹議員を指名いたします。

○議長（小田島徳幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（小田島徳幸君） 日程第3、行政報告について管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 八重樫浩文君 登壇）

○管理者（八重樫浩文君） 第184回北上地区消防組合議会定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

はじめに、本年1月から9月までの管内における火災及び救急の状況を申し上げます。

火災件数は、35件で昨年同期と同じ件数となっております。出火原因は、草焼きなどの屋外焼却が最も多く12件で、全体の約3分の1を占めております。火災による死者は2名、負傷者は3名で、昨年同期と比較して死者は1名の増加、負傷者は1名の減少となっております。

救急出動件数は、3,161件で昨年同期と比較して18件増加し、1日の平均出動件数は11.6件となっております。なお、熱中症による救急搬送人員は76名で、昨年と比較して2名の増加となっております。

次に、2月に発生した大船渡市及び陸前高田市の林野火災に伴う災害派遣について申し上げます。これらの林野火災は、2月19日に大船渡市三

陸町で、2月25日に陸前高田市小友町で、2月26日に大船渡市赤崎町で発生し、全ての火災が鎮火するまで48日間を要しております。そのうち、2月26日に発生した大船渡市赤崎町の林野火災では、延焼範囲が約3,370ヘクタール、死者1名、家屋が226棟の被害をうけるなど、平成以降国内最大規模の林野火災となりました。当消防本部からは、2月23日から3月24日まで、主に消火隊として延べ55隊、233名を派遣し、現地で災害活動を行っております。

以上、管内における火災及び救急の状況並びに大船渡市及び陸前高田市の林野火災に伴う災害活動について概要を申し上げましたが、今後とも、災害による被害軽減を図るため、適切な対応に努めてまいります。

次に事業の進捗状況を申し上げます。消防本部庁舎建設事業につきましては、令和13年度の運用開始を目指し、現在、令和6年度からの継続事業であります建設用地の造成実施設計業務を進めております。また、北上消防署和賀分署庁舎の建設事業につきましては、令和9年度の運用開始を目指し、現在、令和6年度からの継続事業であります建築設計業務を進めております。

次に、いわて消防指令センター総合整備事業について申し上げます。令和8年4月からの県内10消防本部による指令システムの共同運用に向け、機器の設置が始まっており、現在は、運用体制の構築を進めております。

次に、車両の更新について申し上げます。北上消防署に配備予定の化学消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車は、5月に入札を行い、来年3月末までに納車される予定となっております。

次に、5月30日に行われました第9回予防業務優良事例表彰において、当消防本部が消防庁長官賞を受賞したことを御報告いたします。この受賞は、大規模かつ特異な建物構造である半導体工場に対する的確な火災予防指導を行い、安全な施設とすることを目的に、管轄に半導体工場を有する四日市市消防本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部及び当消防本部の3消防本部で半導体工場に関する消防行政実務研究会を発足し、情報交換を行いながら予防業務を進めている取組みに対するもので、地域の特

性に応じた連携及び近年の予防行政の課題への取組みが高く評価されたものであります。

次に、例年開催されている消防救助技術岩手県大会について申し上げます。同大会は、6月26日に岩手県消防学校で開催され、当消防本部からは、6種目に20名の救助隊員が出場しました。その中で、4名1組で行うロープブリッジ救出の種目で優勝し、7月29日に宮城県で開催されました第53回東北地区支部消防救助技術指導会へ出場し、好成績を収めております。

次に、今年度採用いたしました6名の職員について申し上げます。この6名の職員は、岩手県消防学校における6か月間の初任教育を9月30日に修了し、北上消防署において勤務を開始しております。今後は、地域住民から信頼され、負託に応えられる消防官となるよう、更なる育成に努めてまいります。

以上を申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（小田島徳幸君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（小田島徳幸君） 日程第4、現金出納検査の結果について報告を行います。

書記をして報告書の朗読をいたさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（小田島徳幸君） 日程第5、定期監査の結果について報告を行います。

書記をして報告書の朗読をいたさせますが、文書の題名、監査の対象及

び監査の結果についてのみ朗読をいたさせます。書記。

(書記朗読)

○議長(小田島徳幸君) ただいまの報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田島徳幸君) これをもって質疑を終結いたします。

○議長(小田島徳幸君) 日程第6、これより一般質問を行います。通告に従い、質問を許します。2番太田洋市議員。

(2番 太田洋市君 登壇)

○2番(太田洋市君) 2番太田洋市です。通告に従い大船渡市林野火災の課題及び熱画像直視装置サーモグラフィカメラの活用について質問をします。

本年2月26日、赤崎町合足漁港付近から発生した地上火が、強風に煽られ三陸町八ヶ森に広がり、先端の葉から木全体が燃えて飛び火が発生し広がりやすい状況となって拡大しました。さらに、その火の粉が湾対岸の田浜地区に風で運ばれ同時多発的に火災が発生したとみられております。大船渡市林野火災に出動された消防組合の皆様、誠にお疲れ様でした。

2月26日、この日は最大瞬間風速が秒速18.1メートルを記録、風向きもたびたび変わり、足場の悪いリアス式海岸の急斜面の山林を徒歩にて消火活動にあたり、山中には消火栓が無いためホースを2キロメートルつなぎ海から取水散水したが、水圧が弱まり火が迫る勢いを抑えるのは困難であったと報道されております。大船渡市の2月は月間降水量が観測史上最低の2.5ミリメートルでありました。3月5日に雨が降り始め、3月9日17時に大船渡市が鎮圧を宣言しました。その後鎮火宣言に至るまで、厳しい条件を克服し残火処理に尽くされた功績は非常に大きいものがあると確信します。

この林野火災は、発生から31分後の13時33分に大船渡市災害対策本部を設置、14時には岩手県災害対策本部になり、陸上自衛隊に災害派遣を要請。その30分後には、消防庁は国民保護防災部長を長とする災害対策本部を設置、15時24分に岩手県は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応

援要請を行っております。延焼拡大のスピードも速く、翌27日の7時10分頃、三陸町綾里の県道付近の路肩で、炎から逃げきれなかったとみられる高齢男性が焼死体で発見された報道もありました。

各消防隊員の身を挺した活躍で徐々に火勢が収まり、発生から12日後の3月9日、大船渡市は延焼のおそれはなくなったとして鎮圧を宣言しました。しかし、平成以降国内最大の林野火災は焼失面積2,900ヘクタールと示され、後に3,370ヘクタールと修正されたほど広大で、大船渡地区消防組合と大船渡市消防団をはじめ、県内相互応援や14都道県からの緊急消防援助隊等に割り振った区域の「焼け跡に熱源がないか確認し報告せよ。」の残火処理任務を付与されました。この任務は、残火なしと報告後に再発火した場合を恥とする消防士には大変重責で、鎮圧から30日間を要しやっと鎮火宣言に至ったものであります。

この焼け跡に熱源がないか確認報告の任務を受けた時に、北上地区消防組合は熱画像直視装置を携行していません。数ある緊急消防援助隊や県内相互応援隊の中で、北上地区消防組合だけであったと聞きました。この情報を耳にした時「うそだろう。」と疑い、現場隊員の心身の疲労や残火処理の時間的御苦労はいかなものだったのか推測いたしました。なかなか難しいものでした。ここで質問します。

1点目、大船渡市林野火災の出動では、海から取水し消火ホースを2キロメートルつなぎ、中継ポンプを挟みながらも散水の水圧が下がったという報道がありました。奥羽山脈と北上山地に囲まれた当地に、参考とすべき原因分析や北上地区消防組合が得た改善策など整理した内容をお伺いします。

2点目、大船渡市林野火災に伴う応援出動に関して、鎮火宣言後の残火処理活動の際、北上地区消防組合のみ熱画像直視装置を携行していなかったとのことでしたが、西和賀消防署と北上消防署に配備している熱画像直視装置をなぜ携行しなかったのかお伺いします。

3点目は、残火処理の際、担当区域の熱源探索をどのように行い熱源なしの判断と報告をなされたのか、以上3点について北上地区消防組合の考えをお伺いします。

○議長（小田島徳幸君） 管理者。

（管理者 八重樫浩文君 登壇）

○管理者（八重樫浩文君） 太田洋市議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、消火活動中の長距離送水による放水圧力低下を来した原因や改善策について御説明いたします。今回の大船渡市の林野火災の対応にあたり、当消防組合の活動においては、水圧が低下するという状況には至りませんでした。他の活動部隊において放水圧が低下し苦慮したということを知っております。考えられる原因としましては、ホースの曲がりや山林の高低差が影響することによって十分な放水圧が得られなくなることが考えられます。大船渡市での林野火災に限らず、当消防組合管内で発生した林野火災においても、消防署と消防団が連携を図りながら、長距離送水を含めた消火活動を行っているところでありますが、今後においても、消防活動に支障とならないよう、指揮する者と中継ポンプを担う部隊が綿密な連携を図りながら、活動を行ってまいります。

次に、残火処理活動時に当消防組合のみが熱画像直視装置を携行していなかったことについて御説明いたします。今回の林野火災の鎮圧後、鎮火に向けた残火処理を行うために、県内消防本部に対して、代表消防本部である盛岡消防本部から、管轄の消防体制に影響の無い範囲で、熱画像直視装置を持参するよう求めがありました。当消防組合においては、林野火災の残火処理活動は、背負い式の消火器具、いわゆるジェットシューターによる消火と、目視による確認で、十分に鎮火の確認が可能であると判断したことから、熱画像直視装置を使用せずに活動したものであります。なお、当消防組合における熱画像直視装置の使用目的は、主に建物火災が発生した場合における内部進入の判断をすることです。

次に、熱画像直視装置を携行していない状況での熱源探索の方法と判断について御説明いたします。大船渡市の林野火災における残火確認は、人海戦術により煙や熱源の確認を行ったところであります。その結果、煙や熱源が認められた場所においては、腐葉土や落ち葉等で埋め尽くされた地面を掘り起こし、十分な散水により確実に消火を行い、再燃のおそれがないことを慎重に判断して、指揮本部に報告をしたというものであります。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 2番太田洋市議員。

○2番（太田洋市君） 再質問といたしまして、熱画像直視装置は北上地区消防組合では西和賀消防署と北上消防署に配備してあります。金額としては、1台約100万円から僅かなお釣りしかこないものです。西和賀消防署管内では、大型温泉宿が数多くありますので使用する可能性があります。また、北上市内の飲食店や風俗店が多く入る雑居ビル、高層ホテル等の火災に対する機能としてひとつ披露させていただくと、対象室内の温度をカメラを向けただけでドア越しに計測できます。「このドアを開けるとバックファイヤーを浴びる。」、こういう注意喚起等が表示され危険回避を図れるなど機能は満載です。しかし、このような高機能は林野火災には必要ありません。急斜面の足元が悪い場所における作業での転倒や機材の落下、管理面でも不都合が予測され、高額な装備品の持ち込みを控えざるを得なかったという現場の声を耳にしております。携行中に北上地区でビル火災などが発生した場合、または西和賀署管内でホテル火災が発生した場合、北上市民、西和賀町民のためにならない。必要な時に熱画像直視装置がない状況に陥ることがあるのではないかとということになると、相互応援隊としての出動時は熱画像直視装置を活用できないということになりますので、どちらかを我慢させるべきではないと私は考えます。熱画像直視装置は1台20万円程度からあります。高機能の100万円のものでなくとも良いのです。これを西和賀消防署、北上消防署その他3つの分署に20万円のを5台用意していただいただけでも100万円ですみます。これを購入してはいかがかと考えます。次の相互応援隊の支援要請があった際に、出動する人員の規模に応じて1台から2台程度携行させ、残りの複数台で5つの署での各種火災に備えるという体制を作る必要があるのではないかと思います。北上地区消防組合の考えはいかがでしょうか。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（高橋周一君） 太田洋市議員の御質問にお答えいたします。

今回の火災におきましては、管内での災害に対応するということもあり、携行しなかったということと重ねてお話ししたいと思います。熱画像直視

装置の基本的な考え方といたしましては、内部進入時の判断の際に有効ではありますが、基本的には熱や煙を直に感じて内部進入できるかどうかを判断していく活動をしており、判断の補助的な役割といたしまして熱画像直視装置を使用しております。現在は西和賀消防署と北上消防署に1台ずつ配備しており、今後につきましては先着隊もどういった方法で有効に使用できるかを含め、導入に向け検討していければと考えております。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 2番太田洋市議員。

○2番（太田洋市君） 良い方向に考えていただいているということで安心しました。

大船渡市の林野火災では、人海戦術と背負式のもので残火処理を行ったということですが、焼け跡のひとつひとつを煙が出ているかどうか確認するよりは、このカメラを向けただけで、赤色になっているのかオレンジ色になっているのかというところで、熱があるのかどうか判断できるのです。木の上でも下でもどこに向けてもその対象物の熱が測れるということは、1か所ずつ点検するより早く、時間的なロスを防ぐこととなります。何日かけても良いということであれば構いませんが、消防職員の方の心身の疲労、ストレスがあります。他の消防本部が担当した地区は作業が速かったそうです。熱源がないかカメラを向けて計測して、ここが危ないから確認しようというところを特定できます。そのような対応で進めていけば、疲れを防ぐこと、早く終わらせることができます。このことについて答弁をお願いします。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（高橋周一君） 残火処理に関しましても、鎮火を判断するうえでは、煙や熱源を見極めまして十分水をかけるなどの消火活動を行います。その後の補助的な役割として、熱画像直視装置を活用できると思っておりますが、今回の大船渡市林野火災におきましては、まずは煙、熱源の確認を直に行い消火に至ったものであります。そのことを踏まえましても完全鎮火に至るまでは数日間かかるということで、熱画像直視装置が使用できれば若干作業が早まることは考えられましたが、必ずしも熱画像直視装置の

使用により、作業が極端に早まるということはないものと考えます。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 2番太田洋市議員。

○2番（太田洋市君） 大船渡市林野火災の対応についてのお話をいただきましたが、普段対応しているのは一般住宅の火災だと思います。このような火災で消防隊員が、燃え盛る建物の中に逃げ遅れがいるかもしれないという人命救助を求められた時を除いて、火勢が収まりつつある現場に足を踏み入れる時、隣の部屋へ移動したり階段を使用する時など、周囲の残火を確認しながら安全に進むためには、熱画像直視装置を使用する機会は非常に多いのではないかと想像しております。火災現場での残火の検索により隠れた熱源を確認しその温度を測ることで、科学的な情報を備えることがとても重要です。断熱材の中に火が入り、壁の中の見えない所に熱源があった場合、壁全体を破壊しなくても熱画像直視装置のカメラを向けて熱源を確認できれば、場所を特定して処理ができます。消防職員としての経験や勘は非常に大事なのですが、屋根や天井、床、階段などの崩落だけがや殉職に至る事故があってはならない。消防職員の貴重な生命と身体を守ることは、市民の安全と財産を守ることであり、鎮火判断が早まることで市民である消防団員の処遇改善も期待できます。熱画像直視装置の導入を検討されているというお話がありましたが、いつ頃までに導入する考えがあるのかその目安をお聞きしたいと思います。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（高橋周一君） 隊員の安全を確保するということは、とても重要なことだと捉えております。ただし、鎮火に至るまでには熱画像直視装置に頼るだけではなく、実際の隠れた部分を見極めながら、局所的に破壊及び注水し確実に鎮火させ、再燃を起こさないよう活動することがいち早い火災の終息につながるものと考えます。

導入の時期につきましては未定ではありますが、現在検討を進めているところであり、早い段階で導入できるよう引き続き検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 休憩いたします。
午後4時05分 休 憩

午後4時06分 再 開

○議長（小田島徳幸君） 再開いたします。2番太田洋市議員。
○2番（太田洋市君） 大変良いお返事をいただきありがとうございます。終わります。
○議長（小田島徳幸君） 2番太田洋市議員の質問を終結いたします。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。
（4番 熊谷浩紀君 登壇）

○4番（熊谷浩紀君） 4番熊谷浩紀です。通告に従い1項目の質問を行います。

総務省は、10月1日よりマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証を活用して、消防救急業務の円滑を図るマイナ救急を、全国720の消防本部一斉に開始していると伺っています。マイナ救急は、救急隊が持つカードリーダーで傷病者のマイナ保険証を読み込み、受診した医療機関や既往歴、薬剤情報などを把握するもので、円滑な搬送先の選定や適切な応急処置につなげるものです。本格的な運用に伴って、運用の手順や準備にあたっての訓練、市民への周知、今後様々な課題があると考えられますが、次の3点を伺います。

1点目に、マイナ救急の運用体制の対応手順についてです。マイナ保険証を活用したマイナ救急の導入により、傷病者の既往歴や服薬情報を現場で確認し、細やかな対応につなげることが可能とのことですが、当地区組合での運用体制はどのように構築されているのでしょうか。特に、現場での対応手順や個人情報の管理体制について、具体的にどのように定めているのか伺います。

2点目に、救急隊への教育や訓練、処置に関しての課題の抽出についてです。マイナ救急運用にあたり、救急隊員が的確にカードリーダーを使用し、得られた情報を応急処置や搬送判断にいかすには、相応の訓練が必要

ですが、すでに始まった対応の処置についての課題点の洗い出しについて伺います。

3点目、市民・町民への周知・理解促進と想定される課題についてです。市民や町民の一部には、マイナ保険証の活用に対する不安や疑問を抱えている可能性があります。市民・町民への周知や広報活動は今後どのように行われるのでしょうか。また、運用初期に想定される課題、例えばカード未所持者への対応、情報読み取りの不具合などへの対策をどのように考えているのか。また、マニュアルなどを設定し、全般を運用しているのか伺います。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 管理者。

（管理者 八重樫浩文君 登壇）

○管理者（八重樫浩文君） 熊谷浩紀議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、令和7年10月1日から全国一斉の実証事業として運用が開始されたマイナ救急について御説明いたします。

マイナ救急とは、救急現場において、マイナンバーカードに紐づいた健康保険証、いわゆるマイナ保険証を専用のカードリーダーで読み込み、受診歴や薬剤情報の医療情報を専用のタブレット端末で閲覧することにより、迅速な病院の選定につなげることが可能となるものであります。

1点目の御質問であります、マイナ救急の導入に係る当消防組合の運用体制及び個人情報の管理体制について御説明いたします。当消防組合におきましては、救急車7台にタブレット端末を配備し、総務省から示されているマイナ救急運用手順書及び実施要領に基づき、各救急隊が機器の取扱い訓練を重ねて、運用を開始しているものであります。個人情報の管理体制については、北上地区消防組合マイナ救急システム安全対策要領を定め、情報管理に関する責任者の役割と責任を明確にするとともに、インシデント発生時の対応についても定めて運用をしております。

次に、マイナ救急の運用に伴う救急活動の現状の課題について、御説明いたします。10月14日現在、管内の救急件数127件に対して、マイナ救急タブレット端末の使用実績は30件であり、現在のところ問題等は発生し

ておりません。今後も引き続き、各救急隊から運用に係る課題について意見を聴取しながら円滑な運用に努めてまいります。

次に、市民・町民への周知や広報活動について御説明いたします。マイナ救急の有効な活用に向けての住民への広報につきましては、総務省消防庁から、全国的にテレビ、ラジオ、インターネット等により広報が発信され、当消防組合においてもホームページへの掲載やSNSでの発信、救命講習等により広報活動を展開しているところであります。

今後は、北上市及び西和賀町の広報誌や地域の自治体だよりへの掲載協力を得ながら、周知をすることとしております。

なお、マイナ保険証を所持していない場合や読み取り不具合が発生した時などの対応につきましては、運用要領に傷病者の状況に応じて通常の救急業務で対応することと示されていることから、本要領に基づいて適正に運用するとともに、このことにつきましても、住民への周知を図ってまいります。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 再質問を行わせていただきます。

カード未所持者や情報取得不能な場合は従来どおりの対応と考えますが、始まったばかりのマイナ救急運用と、従来の救急対応が混在する運用は、現場の混乱を招くおそれもあります。住民への周知と並行して、現場側での手順や判断基準の明確化はどの程度進んでいるのでしょうか。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（高橋周一君） 熊谷議員の質問にお答えいたします。

まず、住民への周知に関しましては、実証検査を重ねて25パーセント程の実施結果しかありませんが、マイナンバーカードを持っていない方がほとんどで、この方々に対しては国や県が示しているPR方法を実施するほか、消防組合からもSNSを活用して周知しているところでありますので、徐々に増加していけば良いと考えております。

現場側での判断基準の明確化につきましては、総務省から示されている運用手順に従いまして実施しているものであります。手順の中にも、所持

していない場合や緊急度が高い場合は実施しなくても良いとあり、重篤な交通外傷あるいは大規模な集団災害におきまして、マイナ救急を使う状況ではないということを救急隊や消防隊が判断しながら活動し、緊急度と重症度を十分に見極めながら現場対応にあたっているところであり、運用開始前には職員への説明も実施しております。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 現在、閲覧可能な情報には限りがあり、例えば、搬送した方の直近の情報が未登録の場合があるとの指摘もあります。閲覧した情報を、搬送先の医療機関へ最も確実かつ迅速に伝達するため、当地区組合ではどのようなデジタル連携、例えば、専用端末から医療機関システムへの直接的な情報伝達、特定医療機関との連携強化など具体的に実施、あるいは今後計画をしているのでしょうか。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（高橋周一君） 現在使用しているシステムは、総務省から貸与されたものを使用しております。現在の使用状況につきましては、閲覧状況をその画面で確認しそれを病院連絡の際に伝えるという方法、あるいは救急隊が病院到着した際に、画面をドクターに見せるという方法がありますが、伝送するという機能は備わっておりません。現在実証実験中ですが、国から示される機能の内容が新しくなるのであれば、指針に基づき導入していくものと考えております。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 全国で様々な実証実験が行われており、その動向を見守るということになると思います。現在、デジタルの連携については様々な分野で活用されておりますので、是非、新しい試みが導入された場合は、すぐに形として対応していただきたいと思います。

他地域での事例として、低血糖による意識障害で、マイナ保険証の既往歴から迅速に処置につながった事例や、お薬手帳がない帰省先での処置に対して、マイナ保険証の所持により一命を取り留めた救急の事例など、す

でに効果が発揮されていることが報告されています。当地区組合として、これらの活用事例や、または救急隊員からの意見を吸い上げ、運用の改善につなげる具体的な仕組み、例えばヒヤリハットの報告、効果の事例報告会などを導入・実行することに対する考えはどうか。また、将来的に災害時や事故など多数の傷病者が発生した際の、トリアージ支援機能の導入に絡めたマイナ救急の新たな発想や考えがあればお聞かせください。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（高橋周一君） 運用が開始され、現在データをまとめているところであります。どのような効果があったのかということ、年内には報告を求められる予定となっております。報告をしっかりとらううえで、総務省でどのようなものが構築されていくのかを確認したいと思っております。

将来的に災害時や事故など多数の傷病者が発生した際の、トリアージ支援機能の導入に絡めたマイナ救急の新たな発想や考えにつきましては、現在のところ、そのような機能はまだ備わっておりませんので、今後総務省で機能が追加された際には、導入することになると思っておりますので、その動向を注視していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 様々な対策として、今後マイナ救急が活用されると思っておりますので、現場で対応される皆様には是非とも、事故なく救急業務を行っていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員の質問を終結いたします。

○議長（小田島徳幸君） 日程第7、認定第1号令和6年度北上地区消防組一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 昆野美継君 登壇）

○事務局長（昆野美継君） ただいま上程になりました認定第1号、令和6年度北上地区消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、令和6年度の主な事業について申し上げます。

庁舎建設関係につきましては、消防本部庁舎建設事業に係る建設用地造成実施設計業務委託及び北上消防署和賀分署庁舎建設事業に係る建設等工事設計業務委託を、令和6年度から7年度までの継続事業として契約締結し、事業を進めているところであります。

いわて消防指令センター総合整備事業につきましては、令和6年度から8年度までの継続事業としており、令和8年度からの運用開始に向け整備工事を進めているところであります。

以下、決算の概要について申し上げますが、詳細につきましては、決算書のほか、監査委員の決算審査意見書及び主要な施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、これらにより確認願いたいと思います。

一般会計歳入歳出決算書2ページの歳入歳出決算款項別集計表を御覧願います。

歳入につきましては、予算現額20億8,893万9,000円に対し、収入済額は20億3,829万8,501円で、収入割合は97.6%であります。

なお、6款組合債の予算現額と収入済額との比較のマイナス522万円につきましては、8月の臨時議会で報告いたしました、消防本部庁舎建設事業造成設計業務委託料及び北上消防署和賀分署庁舎建設事業建築設計業務委託料の逡次繰越しによるものであります。次に4ページを御覧願います。

歳出につきましては、支出済額は19億8,735万8,689円で95.1%の執行率であり、歳入歳出差引き残高は5,093万9,812円であります。

以下6ページ以降、歳入歳出決算事項別明細書により、歳入から御説明いたします。7ページの収入済額の欄を御覧願います。

1款、分担金及び負担金16億3,644万8,000円は、組合構成市町からの分賦金で、歳入総額の80.3%を占めております。

2款、使用料及び手数料244万200円は、危険物取扱許可手数料の216万

9,300円が主なものであります。

4款、繰越金2,979万2,902円は、令和5年度からの繰越金であります。

5款、諸収入2,003万6,799円は、2項1目雑入の1節、東日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務支弁金並びに2節雑入の岩手県防災航空隊及び岩手県消防学校への派遣に係る助成交付金が主なものであります。なお、その他の45万949円は主に、株式会社日野自動車からの排出ガス等の不正行為に伴う燃費補償費のほか、アルミ、鉄類などの売り払いによるものであります。

6款、組合債3億4,480万円は、施設整備事業につきましては、指令センター整備に係る組合債であり、消防本部庁舎建設事業につきましては、特別会計により進めていた消防本部庁舎建設用地費の組合債を、令和6年度からの本事業開始にあたり一般会計に切り替える必要があることから、特別会計の組合債を繰上償還するためのものであります。

7款、財産収入423万600円は、タンク車、救助工作車、指揮車、救急車の計4台の売り払い収入であります。

8款、国庫支出金55万円は、児童手当法の改正に伴うシステム変更に係る補助金であります。

次に、10ページ以降の歳出について申し上げます。11ページ支出済額の欄を御覧願います。

1款、議会費114万3,057円は、議員報酬並びに議員研修に伴う特別旅費及び自動車借上料が主なものであります。

2款、総務費203万9,655円は、特別職及び監査委員の報酬並びに消防組合発足50周年記念事業が主なものであります。13ページを御覧願います。

3款、消防費は18億510万1,512円であり、歳出総額の90.8%を占めております。

1項1日常備消防費は14億251万9,975円であり、そのうち職員人件費が12億2,920万8,944円で、常備消防費の87.6%を占めております。備考欄、最下段から15ページにかけて記載している消防管理運営事業は1億7,331万1,031円であり、主な内訳につきましては、8節旅費1,054万

2,838円は、消防学校への入校等、職員の教育訓練に係る出張などであり
ます。10節需用費5,477万802円は、消耗品費、燃料費、光熱水費などであ
ります。11節役務費1,792万6,561円は、通信運搬費、車両整備に伴う手
数料などであります。12節委託料1,845万7,130円は、庁舎清掃業務委託料、病
院研修等委託料などであります。13節使用料及び賃借料1,570万5,227円は、
パソコン賃借料などであります。17ページを御覧願います。

17節備品購入費1,393万789円は、消防隊員が着用する防火衣や救急自
動車に更新配備した自動心臓マッサージ器などの購入費であります。18
節負担金補助及び交付金4,071万5,924円は、救急救命士研修教育負担金、消
防通信指令事務協議会負担金などであります。26節公課費91万7,900円は、
自動車重量税であります。

次に、1項2目消防施設費の支出済額は4億258万1,537円であり、主
な内訳につきましては、16節公有財産購入費2億111万6,049円は、特別
会計により進めていた消防本部庁舎建設用地の先行取得及び組合債を、
令和6年度からの本事業開始にあたり、一般会計の事業に切り替える必
要があることから、特別会計の組合債を繰上償還するためのものであり
ます。18節負担金補助及び交付金1億9,399万5,575円は、いわて消防指
令センター総合整備事業に係る負担金であります。19ページを御覧願
います。

4款、公債費1億7,907万4,465円は、令和6年度分の組合債元利償還
金であり、歳出総額に占める公債費の割合は9.0%となっております。な
お、令和6年度末における起債残高は11億6,226万9,058円であり、詳細
につきましては主要な施策の成果に関する説明書8ページ組合債の状況
に記載のとおりであります。

以上、令和6年度一般会計歳入歳出決算の概要について申し上げまし
たが、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） 休憩いたします。

午後4時35分 休 憩

午後4時36分 再 開

○議長（小田島徳幸君） 再開いたします。事務局長。

○事務局長（昆野美継君） 数字の訂正をいたします。歳入6款の組合債をマイナス522万円と申し上げましたが、マイナス5,220万円の誤りでした。訂正いたします。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。まず歳入から款を追って行います。1款分担金及び負担金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 2款使用料及び手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 4款繰越金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 5款諸収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 6款組合債。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 7款財産収入。3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 財産収入423万600円は、消防車両4台の売り払い収入ということでしたが、この4台のそれぞれの金額、使用年数、走行距離数を教えていただきたい。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの藤原議員の御質問にお答えいたします。

売り払った車両、それぞれ1台ごとの金額につきましては、4台まとめて買い上げいただいたものですので、1台ごとの個別の金額は示されておりません。

それぞれの車両の使用年数及び走行距離数につきましては、調べておりますので、後程回答いたします。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 8款国庫支出金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 次に、歳出に入ります。1款議会費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 2款総務費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 3款消防費。4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 消防費の職員人件費と消防管理運営事業につつま

して、不用額が1,000万円以上ということで、不用額が増額した理由についてお聞かせください。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの熊谷議員の御質問にお答えいたします。

この不用額につきましては、組合が負担しております基礎年金拠出金の負担率が下がったことに伴い、支出額が減額となり不用額が増加したものであります。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 別の質問ですが、消防管理運営事業の11節の役務費で救急救命士損害賠償保険料とありますが、これは何名分の保険料となっているのか、また、令和6年度は損害賠償を使った事案はあったのかお聞かせください。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

救急救命士損害賠償保険料を対象としている救急救命士に関しましては、現在現場活動をしている全ての救急救命士を対象としております。これまでにこの保険を使用した実績はありません。運用している救急救命士は、当直勤務している救急救命士のほか、毎日勤務している救急救命士も災害時は出動することとしておりまして、出動する可能性がある全ての救急救命士を保険の対象としております。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 数字的には何名分となりますか。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 当組合で資格を有している救急救命士は49名おります。そのうち現場活動している救急救命士は34名であります。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） ありがとうございます。

○議長（小田島徳幸君） 4款公債費。4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 令和5年度に無人航空機を購入しておりますが、現在全国的にも北上地区消防組合管内でも熊の出没が増加しており、熊に関する捜索に無人航空機を使用した実績はありますか。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（高橋周一君） 山岳捜索案件に関しまして無人航空機を使用した実績はありますが、熊の捜索での使用実績はありません。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 5款予備費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号令和6年度北上地区消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（小田島徳幸君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（小田島徳幸君） 日程第8、認定第2号令和6年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 昆野美継君 登壇）

○事務局長（昆野美継君） ただいま上程になりました認定第2号、令和6年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、この会計は、消防本部庁舎建設用地を先行して取得するた

め、令和3年に公共用地先行取得事業特別会計設置条例を制定し、令和5年度から運用している特別会計であります。用地の取得が完了し庁舎建設の本事業が開始されたことから、令和7年4月1日にこの条例を廃止したものであります。

以下、決算の概要について御説明申し上げます。歳入歳出決算書2ページの歳入歳出決算款項別集計表を御覧願います。

歳入につきましては、予算現額2億182万1,000円に対し、収入済額は2億181万9,697円で、収入割合は100%であります。次に4ページ及び5ページを御覧願います。

歳出につきましては、支出済額2億181万9,697円で100%の執行率であり、歳入歳出差引残高は0円であります。

以下、6ページ以降、歳入歳出決算事項別明細書により、歳入から御説明いたします。7ページの収入済額の欄を御覧願います。

3款、繰越金70万3,648円は、事故繰越を含む令和5年度からの繰越金であります。

4款、財産収入2億111万6,049円は、先ほどの認定第1号一般会計決算で御説明申し上げましたとおり、特別会計により進めていた消防本庁舎建設用地の先行取得及び組合債を、令和6年度からの本事業開始にあたり、一般会計の事業に切り替える必要があることから、特別会計の組合債を繰上償還するためのものであります。

次に、8ページ及び9ページの歳出について申し上げます。9ページ支出済額の欄を御覧願います。

1款1項1目事業費の12節委託料55万円は、令和5年度事業であった訴訟手続等業務委託料の事故繰越分であり、22節償還金利子及び割引料15万3,648円は、特別会計の残金で北上市へ還付したものであります。

2款、公債費2億111万6,049円は、用地取得に係る組合債を繰上償還した元金及び利子並びに繰上げ償還手数料であります。

以上、令和6年度公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げますが、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。歳入歳出を一括して行います。3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 消防本部庁舎建設事業について、建設用地の取得は全て終わり、先ほど市長からも庁舎建設事業の進捗状況についての説明がありましたが、令和8年度から9年度までが造成工事、その後用地安定化ということで、合わせて3年2か月かかることとなっておりますが、これだけの期間が必要なのかということと、さらにその後の建築工事が2年かかり、令和12年度完成の令和13年度運用開始という予定について、現在のところの見通しをお聞かせください。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの藤原議員からの御質問にお答えいたします。

計画上では令和8年度から9年度のところで造成工事を進めまして、その後に土地を落ち着かせる期間として設けているものでありますが、こちらにつきましては造成工事の進捗もありますし、工事が終わった時点から土地を落ち着かせる期間となり、併せて建築工事の設計の準備に係ってくる期間であります。用地安定化の間だけ何もしない期間が続くものではありませんので、令和13年度の運用開始を目指して、計画的に事業を進めていきたいと考えております。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） それでは予定通り事業を進行させて、令和13年度の運用開始ということによろしいでしょうか。

○議長（小田島徳幸君） 事務局次長。

○事務局次長（小原和弘君） 令和13年度の運用開始につきましては、北上市の他の事業の予定と調整した中で進めております。用地取得の段階では一時難航した時期もあり、事業の進行が遅れる可能性もありましたが、そこを乗り越えて順調に進めております。しかし運用開始を早めるような計画に変更するのではなく、北上市が計画している他の事業との調整を図りながら、予定通りのスケジュールで進めていくことが、バランスの取れたスケジュール管理であると考えております。

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第2号令和6年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（小田島徳幸君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（小田島徳幸君） 日程第9、議案第10号令和7年度北上地区消防組一般会計補正予算第1号を議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 昆野美継君 登壇）

○事務局長（昆野美継君） ただいま上程になりました議案第10号、令和7年度北上地区消防組一般会計補正予算第1号について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、第1条の歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

補正の額は、歳入歳出予算の総額から924万8,000円を減額し、予算の総額を25億765万5,000円にしようとするものであります。

主な内容を、歳出から申し上げます。8ページ及び9ページを御覧願います。

3款1項1日常備消防費の補正額210万6,000円の増は、財務会計システム保守委託の契約延長に伴う増及びNHK受信料の増によるものであります。

NHK受信料の増につきましては、公用車のカーナビにテレビ視聴機能があるものは受信契約の対象であることの認識が不足していたことから、当組合の公用車19台において追加支払いが必要となったものであり

ます。なお、9月中に当組合全てのカーナビから、テレビ受信アンテナを撤去しており、契約は継続しないものであります。

3款1項2目消防施設費1,837万3,000円の減は、はしご車点検料の確定並びに今年度購入車両である化学車及び水槽付消防ポンプ自動車の契約金額の確定によるものであります。また、北上消防署和賀分署庁舎建設事業につきましては、当初予算で計上していた建築設計業務委託料のうち60万円を検査等手数料に変更しようとするものであります。

4款公債費701万9,000円の増のうち、いわて消防指令センター総合整備事業に係る組合債につきまして、当初予算計上時には、令和8年度を予定しておりました償還開始時期が半年早まり、令和7年度からの償還開始となったことが主な要因であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。6ページ及び7ページを御覧願います。

1款分担金及び負担金3,767万4,000円の減は、常備消防費分賦金及び消防施設費分賦金を減額しようとするものであります。

2款使用料及び手数料7万1,000円の増は、自動販売機等の庁舎使用料が増額したことによるものであります。

4款繰越金2,565万9,000円の増は、前年度からの繰越金額の確定によるものであります。

5款諸収入17万6,000円の増は、東日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務支弁金の確定によるものであります。

6款組合債252万円の増は、水槽付消防ポンプ自動車購入費の起債において、起債事業区分が変更となり、75%でありました起債充当率の上限が90%まで充当可能となることに伴い、起債額を増額しようとするものであります。

続きまして、第2条の地方債の補正について御説明申し上げます。4ページの第2表、地方債補正を御覧願います。

限度額につきましては、主に、水槽付消防ポンプ自動車購入費の起債額の変更に伴い、252万円増額しようとするものであります。また、利率につきましては、金融機関の金利の変動を鑑み、2.0%以内から4.0%以

内に変更しようとするものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。第1条歳入歳出予算の補正及び第2条地方債の補正を一括して行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号令和7年度北上地区消防組合一般会計補正予算第1号を採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（小田島徳幸君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小田島徳幸君） ここで認定第1号の令和6年度一般会計決算で保留にしておりました、藤原常雄議員からの質問への回答をいたさせます。総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 先ほど藤原常雄議員から質問のありました令和6年度一般会計決算の中の車両の売り払いに係る該当車両の年数等について御説明いたします。

売り払った車両は、救助工作車、救急車、指揮車、タンク車の4台であります。救助工作車につきましては22年間使用しました。救急車につきましては12年間、指揮車につきましては23年間、タンク車につきましては29年間使用させていただいたということになります。今後においても、車両のメンテナンスをしっかりとしながら、現場活動に支障がでないよう管理していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 分かれば走行距離数も教えていただきたい。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 細かい数字まではお話しできませんが、救助工作車、指揮車、タンク車等の赤い車両につきましても、出動件数も多くありませんので、走行距離数も多いものではありません。救急車につきましても、出動件数が多いため走行距離数も多い状況です。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 後日で結構ですので、走行距離数を教えていただきたい。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 分かりました。後日回答させていただきます。

○議長（小田島徳幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第184回北上地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

午後5時06分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合
議 会 議 長

小田島 徳 幸

北上地区消防組合
議 会 議 員

熊 谷 浩 紀

北上地区消防組合
議 会 議 員

高 橋 敏 樹

